



保健課から
のおしらせ

平成18年10月1日から療養病床入院中の 食費と居住費の負担が変わります。

老人医療受給者及び70歳以上の高齢者で、慢性的な症状で長く入院されるような、療養病床入院の場合は、これまで医療費と食費(食材料費相当)のみを負担して頂いていましたが、10月からは調理コスト相当分と、居住費(光熱水費相当分)が加算され、介護保険と同じ負担額となります。



《療養病床入院に係る食費と居住費の負担額》

区 分		平成18年9月まで 食費(1食単位)	平成18年10月から	
			食費(1食単位)	居住費(月額)
住民 世帯 課の 税方	入院時生活療養費(Ⅰ) 算定の保険医療機関	260円	460円	320円
	入院時生活療養費(Ⅱ) 算定の保険医療機関		420円	320円
住民 税 世帯 非課 税方	低所得者Ⅱ	210円(過去1年間の入院日 数が90日超の場合160円)	210円	320円
	低所得者Ⅰ②	100円	130円	320円
	低所得者Ⅰ① (老齢福祉年金受給の方)		100円	0円

※1ヶ月の入院時の負担額は、上記の金額にそれぞれ医療費分を加えた金額になります。医療費の限度額および低所得者Ⅰ・Ⅱについては「広報あそ9月号」をご覧ください。

※住民税非課税世帯の方の場合、医療費・食費の減額を受けるためには、あらかじめ市役所保健課もしくは各支所保健係で「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」の交付を受ける必要があります。

※人工呼吸器・中心静脈栄養等を要する脊髄損傷(四肢麻痺がみられる状態)、難病等の方については、現行どおり食材料費相当のみの負担となります。(詳しくはかかりつけの医療機関にご確認ください。)



事前に『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けないと減額対象になりませんぞ。注意しよう！

▼老年者の住民税非課税措置廃止に伴う緩和措置について

今回の税法改正に伴い、老年者に係る住民税非課税措置が廃止され、今まで住民税が非課税だった方の中にも、今年から住民税が課税された方がいらっしゃいます。そのような世帯の方の急激な負担増を緩和するため、次のような緩和措置が施行されています。

〈具体例〉

高齢者二人だけの世帯の場合
(それぞれ基礎控除のみ。前年度住民税非課税)

夫76歳
年金収入
1,500,000円
住民税
1,800円課税



妻74歳
年金収入
410,000円
住民税非課税

このような場合、76歳の夫が経過措置対象者で、74歳の妻が緩和措置の対象になりますので、妻のみ低所得者Ⅱに該当するとみなし、申請されれば、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けて、入院時の負担が軽減されます。

〈適用時期〉

平成18年8月から2年間

〈適用となる対象者〉

地方税法上で規定されている住民税に係る経過措置者と同一世帯の住民税非課税者

〈緩和措置の内容〉

事前申請で「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」の交付を受けて、入院時の負担が軽減

【注 意】

老人医療受給者と国民健康保険高齢受給者では、世帯のとらえ方で判定内容が異なりますので、ご自分がどちらの対象者か、お手元の受給者証をご確認のうえ、詳しくは市役所保健課老人保健係及び国民健康保険係にお問い合わせください。



わからないことや詳しく知りたいことは気軽に保健課にお問い合わせよう。